# 児童手当の制度改正について(令和6年10月から)

令和6年6月5日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和 6年10月分の児童手当から、制度内容が次のとおり変更となります。

## 主な改正内容

#### (1) 支給対象年齢の拡大

児童手当の支給対象となる児童の年齢が、「15歳到達後の最初の年度末まで(中学校修了まで)」から「18歳到達後の最初の年度末まで(高校生年代まで)」に引き上げられます。 令和6年度は、平成18年4月2日以降に出生した児童が児童手当の支給対象となります。

#### (2) 所得制限の撤廃

現在設けられている所得制限 (特例給付)・所得上限 (支給なし)が撤廃され、一律、児童手 当の支給となります。

令和6年9月時点で、所得上限限度額以上となり、手当を受け取っていない場合は、改めて申 請が必要です。

(注記)所得制限撤廃後も、父母など2人以上で児童を養育している場合には、どちらか「生計を維持する程度が高い方」が受給者(請求者)になります。

## (3) 第3子以降の手当額の増額

令和6年9月分までは「3歳以上小学校修了までの児童のうち第3子以降の児童」については 月額15,000円の支給ですが、令和6年10月分からは「0歳から18歳到達後の最初の年度末 まで(高校生年代まで)の児童のうち第3子以降の児童」について、月額30,000円の支給と なります。

#### (4) 第3子の算定に含める児童の年齢延長

第3子加算の算定対象が「22歳到達後の最初の年度末まで(大学生相当年齢)の児童」になります。

ただし、大学生相当年齢の児童をカウントするためには、「監護相当・生活費負担についての 確認書」の提出が必要です。

※ (例) 20歳、15歳、10歳の3人の児童を養育している方の場合

20歳のお子さんを第1子、15歳の児童を第2子と数え、10歳の児童に第3子以降の手当額 が適用されます。

### (5) 支給月の変更

支給月が4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回となります。

現行制度では4か月分の手当を年3回支給していましたが、制度改正後は2か月分の手当が隔月に支給されます。

※令和6年度については、年度途中の変更となるため、6月・10月・12月・2月の4回です。制度改正後、最初の支給予定日は令和6年12月10日です。(以降、支給月の10日に振込予定です。)

# 【制度内容の比較】

	改正前	改正後
支給対象	15 歳到達後の最初の年度末までの児童	<u>18 歳</u> 到達後の最初の年度末までの児童
第3子加算の算定対象	18 歳到達後の最初の年度末までの子	<u>22 歳</u> 到達後の最初の年度末までの子
所得制限	所得制限限度額・所得上限限度額	所得制限なし
手当月額	3歳未満 一律 : 15,000円 3歳~小学校終了まで 第1子、第2子 : 10,000円 第3子以降 : 15,000円 中学生 一律 : 10,000円 所得制限以上 一律 : 5,000円 (特例給付) 所得上限以上 一律 : 支給なし	3 歳未満 第1子、第2子 : 15,000円 <u>第3子以降 : 30,000円</u> 3 歳~18 歳到達後の最初の年度末まで 第1子、第2子 : 10,000円 <u>第3子以降 : 30,000円</u>
支払期月	3回(6月・10月・2月) (各前月までの4か月分を支払)	6回(偶数月) (各前月までの2か月分を支払)
支払日	10 日	10日

## 申請について

制度改正の影響を受ける方のうち、状況により、<u>申請が必要な方</u>と<u>申請が不要な方</u>に分かれます。

# 申請が必要な方

## 新規認定請求書の提出が必要

※申請者は父母のうち所得が高い方となります。

●高校生以上の児童のみを養育している方

※令和6年3月に中学校を卒業した方(平成20年(2008年)4月2日~平成21年(2009年)4月1日生まれ)を含みます。

●所得超過により手当を受け取れていない方

### 監護相当・生計費負担についての確認書の提出が必要

●大学生相当年齢のお子さんを養育しており、「第3子加算の増額」が適用される方第3子以降の高校生年代までの児童は、月額3万円の支給となります。

第3子加算のカウント方法については、大学生年齢以下から数えて3番目以降の支給対象の 児童の手当に「第3子加算の増額」が適用されます。

• 児童手当の受給者が大学生(相当年齢)以下のお子さんの生活費等を経済的に負担している場合、適用されます。

「監護相当・生計費負担についての確認書」の提出が必要です。

• 大学生相当年齢のお子さんとは、22歳に達した後の最初の3月31日までの養育しているお子さんをいいます。進学の場合は、通学先・卒業予定時期がわかるもの(学生証等)、就職・婚姻している場合は、自立に係る状況・親等の経済的負担等がわかるものをご持参ください。

• 別居であっても、児童の親等(児童手当受給者)に「経済的負担」がある場合、カウント対象となります。(経済的負担とは、当該児童の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親等が負っている状況。仕送り等も含む。)

# 申請書等の提出方法等

申請書等の提出が必要と判断される方には、令和6年9月中旬に申請書等を発送しました。

申請書等が届かない方でも、条件に当てはまる場合は、申請書等の提出をお願いいたします。 (奈半利町の調査で対象者として抽出できないケースがあるため)

詳しくは児童手当 HP 冒頭のフローチャートをご確認ください。

#### ○新規認定請求書

※監護養育しているお子さんが町外にいる場合には、別途、申立書の提出が必要です。

- ○別居監護申立書
- ○監護相当・生計費負担についての確認書

## 提出期限

令和6年10月25日

※令和6年12月振込を確実に行うための期限であるため、申請期限を過ぎても令和7年3月31日までに申請があった場合は、令和6年10月分から遡って支給します。

#### 公務員の方

公務員の場合、児童手当は職場から支給されます。 申請の要否については、職場に確認してください。

# 申請が不要な方

## 特例給付から児童手当に変わる方

令和6年9月分の手当(特例給付)を受給しており、児童1人あたりの手当月額が5,000円である方(お子さんが高校生年代~大学生年代を含め、3人以上いる方を除く)

## 中学生以下の児童のみを養育している方

• 令和6年9月分の手当を受給しており、中学生以下の児童のみを養育している方(手 当額の変更の有無に関わらず申請不要)

中学生以下の児童を養育し、奈半利町で児童手当を受けたことがある高校生年代の児童がいる方

令和6年9月分の手当を受給しており、中学生以下の児童と奈半利町で児童手当を受けたことがある高校生年代の児童を養育している方(手当額の変更の有無に関わらず申請不要)